

りまして、四月の二十四日付の通知でも、改めて注意を喚起いたしてまいりました。さらに、情報セキュリティ監査でございますとかあるいは研修といった各種の取り組みも実施をしましてまいったわけでございます。

そうした中で、このたび、こういった事案が生じたということはまさに私も遺憾であると考えております。今回の事案が発生したことを踏まえまして、私どもの管総務大臣から、再発防止のために実効性のある対策を早急に検討するように指示も私どもに出されておりました、私どもとして、どういったことがさらに可能なか、とり得ることがあるかについて、現在鋭意検討している最中でございます。

○高橋委員 けさの地元紙、地元紙といつても愛媛ではありません、秋田です。北秋田市の一部住民の個人データがインターネット上に流出していた問題、十一万件の住民票コードが流出しているという事件が報道をされております。そのうち七百十一人のデータは、氏名と住所、性別、生年月日の四項目がそろい、個人の特定が可能であると。

驚くのは、この中身が今回の案件と全く同じですね。山口の電子計算センター、仲介をしているのはN.E.C.、これも同じですね。秋田から山口で、再委託も問題だし、それがさらに山口で処理されているということも問題だし、それで、同じように、同社の元職員がパソコンにデータをバックアップしている。もう業務が終了したのにバックアップしている。そのことによつてデータが流出してしまつた。しかも、この事件は今ではなくて○四年の十一月と聞いております。いかがでしょうか。

○久保政府参考人 たいま委員の御指摘のあった北秋田市の事例、そして、たいま御指摘のあった愛媛県愛南町、これは全く同一の業者といますか、すべて同じ原因で生じているということでございます。

そして、私も全貌を承知したというわけでは

ございせんけれども、特に北秋田市の場合にいてはそうでございますが、原因といいますか問題点、これは明らかでございます。

まず、業務の委託先事業者が無断で再委託をしておりますということ、それから、再委託先の従業員がデータを無断で持ち出して、そして自己の個人用のパソコンにその情報を入れていたということ、そして、御指摘がございましたように、これは、愛南町でございます、委託契約は平成十五年の四月から平成十六年の十月、随分前のことでございまして、委託終了後にデータの返還とか廃棄、これが徹底されていなかったということでございます。特に愛南町の場合には、再委託の禁止でありますとか、今申し上げましたデータの返還、廃棄、これにつきましては、愛南町と委託先事業者との契約でそういったことについて規定をされていた。にもかかわらず、当該契約は遵守されていなかったということが原因であるし、問題点であると考えております。

○高橋委員 私は、大手の会社が仲介になつて二重三重にこのような誤りを犯すということは絶対にあってはならないということ強く言いたいと思つております。改めて、全国の実態調査もして、今後の対策について御報告をいただきたいと思つております。

大臣に、きょうはこの点を聞いていただいたと思つておりますので、感想を伺いたいと思つております。きょうの午前の質疑なんかでも、個人情報保護の保護について、罰則のある守秘義務を課すんだとかいろいろ説明をしますけれども、実態はこうなんです。大手の会社が間に入つてこういうことをやられている。外部委託、再委託、さらに派遣社員だ。社員教育を徹底するといつても、そもそも教育を受けるような立場にない人にやらせている。こんなことでは、とてもとても安心して情報を任せられるはずがありません。社会保険庁は、さまざまな情報をオンラインでつなぐ試みと外部委託を進めています。社会保険庁だけが、あるいは年金機構だけが安全ですと言ひ切れるで

しょうか。大臣の感想を伺います。

○柳澤国務大臣 年金の個人情報保護ということとは、我々、最も心して取り組まなければいけないということとは、委員も承知おっしゃられることだと思います。我々としても当然そのように考えております。

二つありまして、現在のオンラインシステムは、専用回線を使用した独自のものということになっておりました。他の外部システムと接続することはございせん。したがって、オンラインによる情報漏えいの問題は発生しないという認識でございます。

他方、今委員から、いろいろ情報漏えいの問題として御指摘のありましたような問題、つまり、民間の外部委託に当たっては、我々は非常に注意を必要とするというふうに考えております。利用できる情報は業務に必要な範囲のものに限定するというところで、自衛的なことも考えなければなりませんし、また、情報の漏えい、不正利用の禁止や安全確保措置を厳重に義務づけなければいけません。このように考えております。

運用面においても、これは、通り一遍のことを答弁書も書いておりますのであえて申し上げます。管理能力を有する業者を入札の参加条件にするとか、あるいは事前承認や研修を義務づけるということ、あるいは、こんなものを信頼して、委託の員が言うとおり、こんなものを信頼して、委託のまた再委託というようにすることを許容しておつたのでは、大事な個人情報保護ということをどうも全うできるわけはないと思つております。

したがって、これから先、社会保険庁の外部委託に当たっては、これは絶対に再委託は認めないということ、それから、委託先の研修等も本当に実効性のあるものにしていく等々、今御指摘のような情報漏えいの問題によく学びまして、重大な決意を持ってこの面については臨んでいかなければならない、このように考えます。

○高橋委員 答弁書を無視して大臣が重大な決意を述べていただきました。それは大変感謝をいた

します。

そこで、青柳部長にお約束をいただきたいのでありますが、既に外部委託はかなりの部分で進んでおります。先ほどの答弁にもございましたね。民間の業者と正職員が混在しているということでございますので、再委託のような状態や、派遣社員が短い期間で入れかわつていたりとか、そういう実態がどうなつていっているのか、実際に今現在何もないのか、実態を調査して報告していただきたいと思つております。いかがですか。

○青柳政府参考人 にわかなお申し出でございますので、私も、ちよつとこの時点で確認を持つたお答えはなかなかできかねるところでございます。ただ、我々も、正直申し上げまして、一体どういふふうにとそこら辺のところになつていて、あるいは、どういふところに問題が生じているかという点については、当然に把握をしたいと思います。どういふ点については、少し研究をさせていただきます。我々としてとにかくどういふことができるかということについては、まずはそういうことを考えてみたいというふうに思つております。

○高橋委員 よろしくお願ひします。次に、収納業務、社会保険の未適用事業所への適用促進業務、年金相談という三つの分野で市場化テストを行つてきましたけれども、今年度から適用と相談は完全に委託事業になると聞いております。

例えば、平成十七年度、五カ所の収納事業を人材派遣会社と債権回収会社の二つの会社で受託しておりましたが、今年度の入札を見て、十三カ所中十一カ所がこの二社が落札をしております。窓口業務の外部委託も同じ会社が受託をしていると聞いておりますが、そうでしょうか。まず一つ確認します。

そして、外出した業務のかんりの部分を特定

その意味で、アウトソーシングに堪え得る組織、体制にいかなくてはならないと考えているところがございますけれども、このようなアウトソーシングを行い、かつ、その管理もしっかり行っている組織、体制をどのように構築するおつもりなのか、お伺いをさせていただきたいと思っております。

○政府参考人(清水美智夫君) 御指摘のとおり、日本年金機構の業務のどういふものを委託しているかという、そういう基本的な考えにつきまして、第三者機関で御検討を賜るわけでございます。その上で具体的な業務委託というところに進んでいくわけでございますけれども、まず一点押さえるべきは、委託先の管理も含めました業務委託につきましては厚生労働大臣が定める基準に従って行くと、このようなことで公正さ、適正さを保つというのを考えておるわけでございます。もう少し具体的に言いますと、厚生労働大臣が定める基準としては、やはり業務仕様書等を機軸が定めまして、これに基づいて機軸が委託先から報告徴取を行う、改善指導なども行えるように委託契約書を書くといったような管理を行き届かせるというたこととする方向で考えておるわけでございます。

また、業務委託に当たりましては、単に価格だけということではないのかなと思っております。もちろん価格の点も十分追求すべきでございますけれども、価格を追求することに併せて、一定の専門性と継続性が求められる業務につきましては、複数年契約といったことなどの工夫によりまして業務品質が確保されるような対応をするものとしてまいりたい、そのように考えてございます。

○浮島とも子君 今回の改革により、実績主義で、かつ効率的な組織をつくり上げることが、目的がきちんと果たせることができると私は考えておりますので、しっかりと国民から信頼される組織、そして構築をしていけるように全力で取り組んでいただきたいと思います。

次は、年金個人情報の保護についてお伺いをさせていただきます。公的年金を運営する際にも重要になってくるのが個人情報の保護でございますけれども、国民のほとんどすべてについて、かつ、ほぼ一生涯にわたって膨大な個人情報が集積されていると思えます。この法案では、社会保険庁を廃止して、非公務員の日本年金機構にその業務を行わせるということになっておられますけれども、この年金の個人情報には国の責任で管理されるということと伺っております。また、先ほど述べましたとおり、機構では積極的に民間へのアウトソーシングも行うということになっておられますけれども、その際にも年金個人情報の保護は十分に図らなければならぬと考えているところでございます。

年金個人情報はだれの責任で管理されるのか、また日本年金機構やその業務の外部委託先ではどのように年金個人情報の保護を図っていくのか、大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金個人情報は、今委員から御指摘のとおり、非常に重要な個人情報でプライバシー性の高い情報でございます。と同時に、年金制度の適正な運営の基礎を成すものでありまして、その管理責任を果たすのはやはり国ではつきり申し上げておきたいと思っております。

ただ、実務は厚生労働大臣から権限の委任又は委託を受けた日本年金機構が行うこととございまして、加えまして、本法案におきましては、機構の役員に法律上の守秘義務を課すということと、それからまた機構が年金個人情報を利用、提供できるといふことについては法律上の限定された範囲にとどめるといふことを明らかに定めておりました。年金個人情報の保護を図るといふことにはいたしております。

今お触れになりました民間企業への外部委託に当たりましては、まず個人情報保護法におきまして情報の漏えい、不正利用の禁止や安全確保措

置が義務付けられておりますが、同時に、本法案によりまして受託業者の役員に守秘義務を重ねて課し、さらにこれを罰則で担保をしているところでございます。そういうことでございまして、私といたしましては情報関係につきましては、これは再委託を禁止したいと、こういうふうに思っています。直接に直委託をされたものだけが情報を扱うということとをこれからしっかりと確保していきたいと、このように考えております。

さらに、具体的な運用面について触れますと、受託業者への研修の徹底ということ、それから業務実施場所への立入検査の実施等の措置を講じますとともに、受託業者の監視監督の厳格化を図って個人情報の保護の徹底に万全を期してまいりたいと、このように考えております。

○浮島とも子君 しっかりとした個人情報の保護を図っていただくよう強くお願いをさせていただきます。

次に、年金保険料の事務費等への使用についてお伺いをさせていただきます。

年金保険料は年金給付のためだけに使うべきであり、それ以外の経費には充てるべきではないという御議論もございまして、これは年金制度の運営をするために必要な経費を税で賄うのか、あるいは保険料で賄うのかという問題でございます。そもそも予算の無駄遣いは財源のいかんにかかわらず許されるのではなく、国民の理解を得るために何よりも重要なことは、使い道の十分な精査と予算執行における透明性の確保にあると考えております。年金保険料を事務費等に使用する際の使い道の精査、国民への公表などをどのようにお考えになつておられるか、お伺いをさせていただきます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金事務費のうち、適用、徴収、給付など保険事業の運営に直接かかわる経費は年金給付と密接不可分なコストでありまして、受益と負担の明確化という観点からいま

しても保険料を充てることには私は妥当性があるものと考えております。日本年金機構の業務に要する費用についてもこのような考え方を基本として対応していきたい、このように考えます。

また、御批判のありました必要な施設をすることができるとの規定でございますが、これは廃止をした上で、事業の範囲を限定して年金相談、年金教育及び広報、情報提供など、真に必要なものを法案に限定列挙して、この範囲内で行うということといたしております。

それからまた、重要なことは無駄遣いを排除することということでございまして、今委員が言われたように、プラン・ドゥー・シーの各段階におきまして、プランは予算、予算の編成において厳しく経費を精査するということが必要でございます。また、ドゥーの段階といたしましては、調達に当たっては調達委員会において厳格な価格等の審査を実施すると、こういうことでございまして、それから、シーの段階においては、監査法人の監査を受けるほかに、今委員も言われたように、この公表というところは、予算の公表をもってこれとしっかり無駄を排除する取組を徹底していきたいと思っております。同時に、今度監査法人の監査が入りますので、この監査報告、財務諸表については法四十一條の三で一般の閲覧に供するという形で外部の目にさらしてまいりたいと、このように考えております。

○浮島とも子君 とても重要な問題ですので、しっかりとした透明性を確保して、国民から理解を得られるよう最大限の努力を強く要望させていただきます。

次に、国民年金事業等の運営の改善に関する法律についてお伺いをさせていただきます。

今回の法律案では、住民基本台帳ネットワークの活用による住所の変更手続の省略が盛り込まれております。そこで、まず現在行われているこの住民基本台帳ネットワークの活用により、どの程度の業務が削減されたのか、また、加入者、受給